

改正

昭和四五年一〇月一五日規則第六八号

平成 八年 三月 五日規則第七号

平成二三年 三月 一日規則第六号

平成二四年 三月 三〇日規則第三四号

千葉県補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定あるもののほか、補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、これらに係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金等 県が国及び県以外のものに対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（知事が別に定める負担金及び給付金を除く。）をいう。
- 二 補助事業等 補助金等の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。
- 四 間接補助金等 次に掲げるものをいう。
 - イ 国及び県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - ロ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするイの給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い利子を軽減して融通する資金
- 五 間接補助事業 前号イの給付金の交付又は同号ロの資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 六 間接補助事業者等 間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 申請者の営むおもな事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は前項の規定による添付書類を省略することがある。
- (補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、すみやかに補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。
- (補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては知事の承認を受けること。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となつた場合にお

いては、すみやかに知事に報告しその指示を受けること。

五 補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。

六 その他知事が必要と認める条件

2 前項の規定により附される条件には当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含むものとする。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者が、前条の規定による補助金等の交付の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があり当該申請を取り下げようとするときは、すみやかにその理由を附して、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合においてその後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合

三 補助事業等に要する経費のうち、補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合

四 前各号に規定する場合のほか、補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、前二項の規定による補助金等の決定の取消等により特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の場合について準用する。

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第九条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件、法令等に基づく知事の指示及び処分に従い善良な管理者の注意をもつて、補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令等の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四号イの給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同号ロの資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第十条 補助事業者等は、知事の定めるところにより補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

第十二条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（是正のための措置）

第十三条 知事は、前条に規定する報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

（補助金等の額の確定等）

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（交付の請求）

第十五条 前条の規定により通知を受けた補助事業者等が、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を知事に提出しなければならない。

（交付の特例）

第十六条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第十七条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

一 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

二 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関し法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 知事は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、前二項の返還の請求に係る補助金等で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

（加算金及び延滞金）

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定により補助金等の交付の決定が取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜら

れた補助金等の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（他の補助金等の一時停止）

第二十条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

（理由の提示）

第二十条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

（財産の処分の制限）

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第五号の規定による条件に基き、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮さん橋及び浮ドック

三 前二号に掲げるものの従物

四 機械及び重要な器具で知事が定めるもの

五 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めたもの

- 2 第十七条の規定は、補助事業者等が前項の規定に違反して財産処分をしたときに、これを準用する。

（細則への委任）

第二十二條 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の補助金等から適用する。

2 次の規則及び告示は、廃止する。

千葉県科学技術研究奨励金補助規則（昭和二十七年千葉県規則第四十六号）

漁港関係事業補助金交付規則（昭和三十一年千葉県規則第十一号）

千葉県水産業振興奨励補助金交付規程（昭和二十六年千葉県告示第三百四十四号）

千葉県輸出見本品試作費補助金交付規則（昭和二十八年千葉県規則第八号）

園芸振興資金助成規則（昭和三十一年千葉県規則第五十五号）

千葉県農業協同組合再建整備規則（昭和二十七年千葉県規則第三十三号）

農業協同組合増資奨励規則（昭和三十一年千葉県規則第四十号）

千葉県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規則（昭和三十年千葉県規則第十号）

農業協同組合連合会整備促進補助金交付規則（昭和三十二年千葉県規則第一号）

農林水産団体職員設置補助規程（昭和十八年千葉県告示第百八十八号）

種牡馬設置奨励規程（昭和十二年千葉県告示第二百七十号）

千葉県蚕糸業振興対策補助金交付規程（昭和二十六年千葉県告示第四百四十六号）

千葉県蚕桑凍霜害対策施設補助金交付規則（昭和二十八年千葉県規則第四十九号）

千葉県林業施設補助金交付規則（昭和二十九年千葉県規則第四十一号）

森林資源造成事業補助金の申請者に対する補助金交付手続規程（昭和二十七年千葉県告示第二百四十六号）

千葉県森林組合技術員設置補助金交付規則（昭和二十七年千葉県規則第五十五号）

千葉県自作農創設特別措置特別会計施設補助金交付規程（昭和二十五年千葉県告示第五百五十八号の三）

開墾事業補助規則（昭和二十七年千葉県規則第五十一号）

土地改良調査費補助規則（昭和三十一年千葉県規則第十三号）

千葉県土地改良関係施設補助金交付規程（昭和二十六年千葉県告示第七十号）

土地改良事業地区営農技術改善施設補助金交付規則（昭和三十一年千葉県規則第三十号）

千葉県水防施設費補助規程（昭和二十七年千葉県告示第二百八十一号）

土地地区画整理事業県費補助規則（昭和十三年千葉県令第一号）

耐火建築補助金交付規則（昭和三十一年千葉県規則第十二号）

千葉県新生活運動推進補助金交付規則（昭和三十一年千葉県規則第四十三号）

納税貯蓄組合補助規則（昭和二十七年千葉県規則第九号）

市町村統計調査費補助規程（昭和十八年千葉県令第九号）

千葉県農林水産業施設災害復旧事業補助金交付規則（昭和二十九年千葉県規則第六十七号）

- 3 昭和三十一年度分までの補助金等については、当該補助金等に関する規程の廃止にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 昭和三十二年分の補助金等で、この規則の施行以前にすでに交付した補助金等又は実施した手続については、この規則により交付又は実施したものとみなす。

附 則（昭和四十五年十月十五日規則第六十八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月五日規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
（千葉県聴聞規則の廃止）
- 2 千葉県聴聞規則（昭和三十三年千葉県規則第四十三号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の千葉県聴聞規則の規定により通知された聴聞の手続に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月一日規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の千葉県補助金等交付規則第十九条及び第二十条の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定のあった補助金等について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の千葉県補助金等交付規則第十七条第一項第三号の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金等については、なお従前の例による。